

観参第1104号  
令和2年2月25日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官(旅行振興)  
(公印省略)

新型コロナウイルスに関する外務省感染症危険情報の発出について  
(韓国・大邱広域市及び慶尚北道清道郡)

韓国では、2月19日以降、大邱広域市及び慶尚北道清道郡(キョンサンプットチョンドぐん)において感染症例が急増し、韓国政府は、21日、大邱広域市と慶尚北道清道郡を「感染症特別管理地域」に指定し、また、23日、感染症危機警報を最高段階の「深刻」段階に引き上げました。

外務省は、このような状況も含め、様々な状況を総合的に勘案し、大邱広域市及び慶尚北道清道郡に対して感染症危険情報をレベル2(不要不急の渡航は止めてください。)に引き上げました。

つきましては、当該地域や新型コロナウイルスに関する最新の関連情報を常に入手し、同国へ渡航する場合には特別な注意を払い、万全の安全対策を徹底するとともに、「企画旅行の実施における外務省海外安全情報への対応と考え方」を下に、当該地域への渡航を含むツアーを企画・催行している貴都道府県登録の旅行会社に対しては、実施の可否について慎重な判断を行うとともに、手配旅行についても、旅行者に対し、外務省の感染危険情報を書面交付し、渡航の可否について慎重な判断を行うことを働きかけるよう貴都道府県登録の旅行会社に周知徹底願います。

なお、旅行業協会には別添により、周知協力依頼を行っております。

<参考>

○外務省海外安全ホームページ(韓国)

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo\\_2020T030.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T030.html)

○厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○企画旅行の実施における外務省海外安全情報への対応と考え方

[http://www.jata-net.or.jp/membership/info-overseas/pdf/150805\\_mofanzn.pdf](http://www.jata-net.or.jp/membership/info-overseas/pdf/150805_mofanzn.pdf)

## 危険情報

本情報は2020年02月25日（日本時間）現在有効です。

# 韓国・大邱広域市及び慶尚北道清道郡に対する感染症危険情報の発出

## 「感染症危険情報」とは？

更新日 2020年02月25日

### 危険レベル・ポイント

#### 【危険度】

●大邱広域市及び慶尚北道清道郡

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（新規）

感染がさらに拡大する可能性があるため、最新情報入手し、感染予防に努めてください。

### 詳細

1 韓国では、2月19日以降、大邱広域市及び慶尚北道清道郡（けいしょうほくどうチヨンドぐん）において感染症例が急増し、24日までに計607例が確認されました。これにより、韓国国内で確認された新型コロナウイルスの感染症例数は合計833例になりました（保健福祉部発表）。

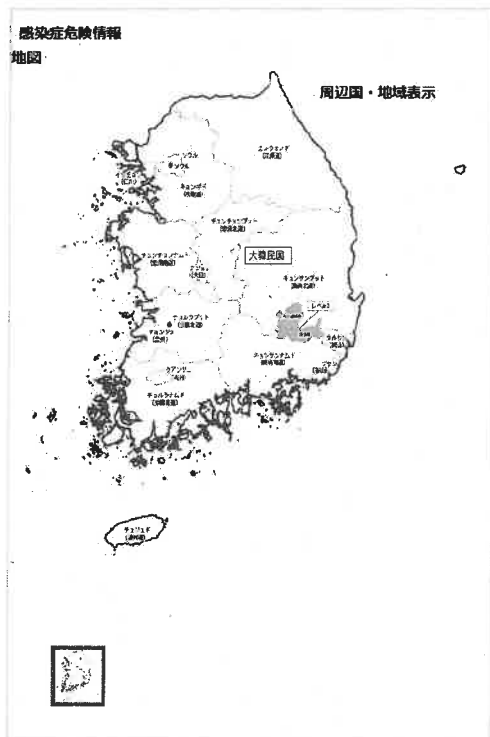
2 韓国政府は、21日、大邱広域市と慶尚北道清道郡を「感染症特別管理地域」に指定し、また、23日、感染病危機警報を最高段階の「深刻」段階に引き上げました。

3 多くの感染症例が確認されている大邱広域市においては、韓国政府は、全ての新天地イエス教会（※）関連施設を閉鎖し、感染者は隔離措置がとられ、その他の関係者も全員自宅隔離とする等の措置をとっています。また、集団行事の自粛や全国の小・中・高等学校等の始業の1週間延期等を発表しています。

※1984年に韓国で発足した宗教団体。大邱広域市で初の感染者が信者であり、その後も信者を中心に感染者が急増。

4 また、同様に感染症例の多い慶尚北道清道郡においても、特定の病院での集団感染が確認されています。

5 このような状況も含め、様々な状況を総合的に勘案し、大邱広域市及び慶尚北道清道郡に対して感染症危険情報レベル2を発出します。なお、韓国政府は、大邱地域においては最低2週間、自主的な外出自粛や移動制限を要請し、大邱地域を訪問した他の地域居住者に対しても、大邱地域に準じて外出を自制し、症状が発生した場合は速やかに検査を受けることを求めています。また、韓国政府は、新たな感染者の多くが、関連性が確認される集団内で発生しており、政府の防疫体系の下で徹底的に管理・統制していけば、外部への拡散を遅らせ、最小化できる旨発言しているところです。在留邦人及び渡航者の皆様におかれては、現地の最新情報を確認し、感染予防に万全を期してください。



6 在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万々に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

( <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html> )

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

(詳細は<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902, 2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課 (海外医療情報)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 4475

○海外安全ホームページ：

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

(現地在外公館連絡先)

○在釜山日本国総領事館

18, Gogwan-ro, Dong-gu, Busan, Republic of Korea

(釜山広域市東区古館路18)

電話：(82-51) 465-5101~6

Fax：(82-51) 464-1630

[https://www.busan.kr.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.busan.kr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

戻る